

## 宮城県復興道路連絡調整会議規約

## (名 称)

第1条 本会議は、「宮城県復興道路連絡調整会議」（以下「連絡調整会議」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 本会議は、復興道路である三陸沿岸道路の早期完成を図るため、関係機関が連携して、各種協議を円滑に進めることを目的として、連絡調整会議を開催する。

## (所掌事務)

第3条 連絡調整会議は、次に掲げる事項について協議する。  
三陸沿岸道路の整備に際して必要となる各種協議及び連絡調整に関すること。

## (組 織)

第4条 連絡調整会議は、別表1の構成員をもって組織する。  
2 連絡調整会議に議長を置き、宮城県土木部道路課長をもって充てる。  
3 議長は、連絡調整会議の運営を統括する。

## (連絡調整会議の開催)

第5条 連絡調整会議は、議長が招集する。  
2 議長は、協議案件に係る構成員の出席を求めることができる。  
3 議長は、必要と認める時は、構成員以外の出席及び意見を求めることができる。

## (事 務 局)

第6条 連絡調整会議の事務局は、宮城県土木部道路課に置く。

## (雑 則)

第7条 この規定に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関して必要な事項は、連絡調整会議で定める。

附則 この規定は、平成24年3月26日から施行する。

別表1 構成員

機関名	組織名	課室等	構成員
東北地方整備局 (事業主体)	仙台河川国道事務所	用地第二課	用地第二課長
		工務第二課	工務第二課長
		調査第二課	調査第二課長
		設計課	設計課長
		共同溝課	共同溝課長
宮城県	農林水産部	森林整備課	森林整備課長
	環境生活部	自然保護課	自然保護課長
		環境対策課	環境対策課長
	教育庁	文化財保護課	文化財保護課長
	土木部	用地課	用地課長
		都市計画課	都市計画課長
		河川課	河川課長
		道路課	道路課長
宮城県道路公社	建設部	建設部	建設部長
仙台市	建設局	道路計画課	道路計画課長
石巻市	建設部	都市計画課	都市計画課長
気仙沼市	建設部	三陸道・大島架橋・唐桑最短道・本吉バイパス整備促進課	三陸道・大島架橋・唐桑最短道・本吉バイパス整備促進課長
塩竈市	建設部	都市計画課	都市計画課長
多賀城市	建設部	都市計画課	都市計画課長
登米市	建設部	土木管理課	土木管理課長
東松島市	建設部	建設課	建設課長
松島町	建設課	建設課	建設課長
利府町	地域整備課	地域整備課	地域整備課長
女川町	建設課	建設課	建設課長
南三陸町	建設課	建設課	建設課長